

議案第 58 号

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
(内部組織) 第 2 条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			(内部組織) 第 2 条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			
部	課	担当	部	課	担当	
教育部	総務課	庶務担当 施設担当	教育部	総務課	庶務担当 施設担当	
	学校教育課	学校庶務担当 教育指導担当		学校教育課	学校教育課	学校庶務担当 教育指導担当
	学校給食センター				幼保運営課	総務担当 運営担当
	幼保運営課	総務担当 運営担当			文化財保存活用課	
	文化財保存活用課					
2 略		2 略				
(職位の設定)			(職位の設定)			
第 3 条 略			第 3 条 略			
2 課に、課長を置く。 <u>ただし、学校給食センターには、所長を置く。</u>			2 課に、課長を置く。			
3 室に、 <u>室長</u> を置く。			3 室に室長を置く。			

改正後		改正前			
<p>4 課に、副課長を置くことができる。<u>ただし、学校給食センターには、次長を置くことができる。</u></p> <p>5・6 略 (課の所管)</p> <p>第5条 課の所管する教育機関等は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 丸亀市学校給食センター条例(平成17年条例第89号)の規定に基づく学校給食センターは、<u>教育部学校給食センター</u>の所管とする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表(第8条関係) 教育部</p>		<p>4 課に、副課長を置くことができる。</p> <p>5・6 略 (課の所管)</p> <p>第5条 課の所管する教育機関等は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 丸亀市学校給食センター条例(平成17年条例第89号)の規定に基づく学校給食センターは、<u>教育部総務課</u>の所管とする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表(第8条関係) 教育部</p>			
課	室・担当	標準的な事務分掌(制限的に解釈してはならない。)	課	室・担当	標準的な事務分掌(制限的に解釈してはならない。)
総務課	庶務担当	(1)～(16) 略 (17) <u>片岡給付型奨学金に関すること。</u> (18)～(21) 略	総務課	庶務担当	(1)～(16) 略  (17)～(20) 略
	施設担当	(1) 丸亀市立学校の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第14号)に定める施設(以下「小・中学校施設」という。)の総合的な計画及び整備並びに丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第17号)に定める施設(以下「幼稚園施設」という。)の整備に関すること。 (2) 小・中学校施設の取得、処分及び管理の総合調整に関すること。 (3) 幼稚園施設の取得、処分及び管理の手続に関すること。		施設担当	(1) 丸亀市立学校の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第14号)に定める施設(以下「小・中学校施設」という。)の総合的な計画及び整備並びに丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第17号)に定める施設(以下「幼稚園施設」という。)の整備に関すること。 (2) 小・中学校施設の取得、処分及び管理の総合調整に関すること。 (3) 幼稚園施設の取得、処分及び管理の手続に関すること。

改正後			改正前		
		<p>(4) 小・中学校施設及び幼稚園施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 小・中学校施設及び幼稚園施設に係る財産台帳の整備及び保管に関すること。</p> <p>(6) 小・中学校施設及び幼稚園施設の補助申請に関すること。</p> <p>(7) 小・中学校施設及び幼稚園施設に関する調査・研究及び統計に関すること。</p> <p>(8) 小・中学校施設及び幼稚園施設の保全に関すること。</p> <p>(9) 教育委員会の所管する教育施設の保全に関すること及び維持管理の指導・助言に関すること。</p> <p>(10) 教育財産の総合調整に関すること。</p>			<p>(4) 小・中学校施設及び幼稚園施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 小・中学校施設及び幼稚園施設に係る財産台帳の整備及び保管に関すること。</p> <p>(6) 小・中学校施設及び幼稚園施設の補助申請に関すること。</p> <p>(7) 小・中学校施設及び幼稚園施設に関する調査・研究及び統計に関すること。</p> <p>(8) 小・中学校施設及び幼稚園施設の保全に関すること。</p> <p>(9) 教育委員会の所管する教育施設の保全に関すること及び維持管理の指導・助言に関すること。</p> <p>(10) 教育財産の総合調整に関すること。</p>
			学校給食センター		(1) 丸亀市学校給食センター条例施行規則(平成17年教育委員会規則第25号)第5条に規定する業務に関すること。
学校教育課	学校庶務担当	略	学校教育課	学校庶務担当	略
	教育指導担当	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 教科用図書の採択及び教材の届出に関すること。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 小・中学校における生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(16) 略</p>		教育指導担当	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 教科用図書の採択、教材の届出に関すること。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 小・中学校における生活指導、進路指導に関すること。</p> <p>(16) 略</p>

改正後			改正前		
		(17) 教育支援センター <u>及び不登校対策</u> に関する <u>こと</u> 。 (18) <u>教育研究所</u> に関する <u>こと</u> 。 (19)～(22) 略			(17) 教育支援センター <u>と不登校対策</u> に関する <u>こと</u> 。 (18) <u>削除</u> (19)～(22) 略
	学校教育サ ポート室	略		学校教育サ ポート室	略
		(1) <u>少年育成センター</u> に関する <u>こと</u> 。			
学校給 食セン ター		(1) <u>丸亀市学校給食センター条例施行規則</u> (平成17年教育委員会規則第25号)第5条に <u>規定する業務</u> に関する <u>こと</u> 。			
幼保運 営課	略	略	幼保運 営課	略	略
略			略		

(丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を、 <u>協働推進部長及び協働推進部まなび文化課</u> の職員をして補助執行させる。 (1)～(12) 略 2 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、学校体育施設開放に関する事務を、 <u>協働推進部長及び協働推進部スポーツ推進課</u> の職員をして補助執行させる。 3 略		(補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を、 <u>市民生活部長及び市民生活部生涯学習課</u> の職員をして補助執行させる。 (1)～(12) 略 2 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、学校体育施設開放に関する事務を、 <u>市民生活部長及び市民生活部スポーツ推進課</u> の職員をして補助執行させる。 3 略	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。